

「確認申請台帳記載事項証明書」等の交付・閲覧について

令和7年4月現在

① 「磐田市建築確認受付台帳」の閲覧

- 「台帳閲覧申請書」を窓口へ提出 ⇒ 無料です
- 受付台帳(経由機関の確認台帳)は、正式な台帳ではありません
⇒ ②と異なり、あくまで「参考情報」となります
- 建築基準法第6条の区分(下表)に関わらず、閲覧は可能です
⇒ 原則として、②、③に該当しない場合とします

② 「確認申請台帳記載事項証明書」の交付

(建築確認申請日) 昭和56年4月1日以降
⇒ 特定行政庁(県・市)の建築確認台帳が保存



- 建築基準法第6条の区分により、交付先が異なります(下表)
- (市)「建築物等確認申請台帳記載事項証明書交付申請書」を窓口へ提出
又は、LoGoフォームで電子申請 ⇒ 手数料(300円/件)が必要です

③ 「建築計画概要書(規則11条の3)」の閲覧

(建築確認申請日) 平成11年5月1日以降
⇒ 法令上、当該建築物が滅失又は除却されるまで保存

- 建築基準法第6条の区分により、閲覧場所が異なります(下表)
- (市)「概要書閲覧申請書」を窓口へ提出 ⇒ 無料です

法6条	建築物の種類	規模		交付先
1号	法別表1の特殊建築物 (店舗、共同住宅、他)	特殊建築物の用途部分の床面積200㎡超		県 (袋井土木事務所)
2号	木造以外	階数2以上 又は延べ面積200㎡超		
	木造	階数2以上 又は 延べ面積200㎡超	地階を除く階数3以上 又は延べ面積300㎡超 又は高さ16m超	
3号	1号・2号以外で 都市計画区域内	階数1 かつ延べ面積200㎡以下		市